**Ｓａｆｉｅ　ＰＲＯ販売契約書**

収入印紙

4,000円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約締結日：２０●●年●●月●●日 | | | |
| 契約者 | 【住所（※都道府県から記載）】 | 当社 | 東京都品川区上大崎三丁目１番１号 |
|  | 【会社名】 |  | 株式会社ＵＳＥＮ |
|  | 【代表者役職名】　【代表者氏名】 |  | 代表取締役社長　田村　公正 |

【会社名】(以下「契約者」という)と、株式会社ＵＳＥＮ（以下「当社」という）とは、セーフィー株式会社が提供する「Ｓａｆｉｅ　ＰＲＯ」（以下「本サービス」という）および対応ハードウェアを当社が契約者に対して販売することについて合意し、以下のとおりＳａｆｉｅ　ＰＲＯ販売契約（以下「本契約」という）を締結する。

契約者および当社は、本契約の締結を証する為本書２通を作成し、双方記名押印の上各自１通を保有するものとする。

**取引条項**（取引条項に示す金額は全て消費税等別の表記とする。）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１.** | **本サービスの利用期間** | | | | | |
| (１) | 利用期間 | | | ２０●●年●●月●●日 から２０●●年●●月●●日まで | |
| (２) | 利用期間を更新しない旨の事前通知期日 | | | 期間満了日の１ヶ月前までに更新しない旨を書面で通告 | |
| (３) | 更新条件 | | | 期間満了日の翌日から起算して２年間、同一条件にて更新 | |
| **２.** | **本契約締結時カメラ設置先・カメラ台数** | | | | | |
| (１) | カメラ設置先・台数 | | | 本契約締結時において●●設置先・●●台（<別紙>カメラ設置先・台数リストのとおり） | |
| **３.** | **増設カメラの利用期間** | | | | | |
| (１) | 利用期間 | | | カメラ設置日を開始日とし、カメラ設置日の属する月の翌月から２年間を経過した月の末日まで | |
| (２) | 利用期間を更新しない旨の事前通知期日 | | | 期間満了日の１ヶ月前までに更新しない旨を書面で通告 | |
| (３) | 更新条件 | | | 期間満了日の翌日から起算して２年間、同一条件にて更新 | |
| **４.** | **利用料金** | | | | | |
| (１) | | 利用料金 | <別紙>利用料金リストのとおり | | |
| (２) | | 支払条件 | 支払期間 | | 全対象店舗をまとめて毎月払い |
|  | 締め日 | | 毎月末日 |
|  | 支払日 | | 締め日の属する月の翌月末払い |
| (３) | | 支払方法 |  | |  |
| **５.** | **対応ハードウェア** | | | | | |
| (１) | 販売価格 | | <別紙>対応ハードウェア価格リストのとおり | | |
| (２) | 支払条件 | | 支払対象 | |  |
|  | | 締め日 | | 毎月末日 |
|  | | 支払日 | | 締め日の属する月の翌月末日 |
| (３) | 支払方法 | |  | |  |
| **６.** | **各種手数料** | | | | | |
| (１) | | 解約違約金 | | | 本契約に定める有効期間の残期間の利用料金に相当する額 |
| **７.** | **特記事項** | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |

**契約条項**

**第１条（定義）**

本契約において使⽤する以下の⽤語は、各々以下に定める意味を有するものとする。

(1) 「セーフィー」とは、本サービスを提供するセーフィー株式会社をいう。

(2) 「本サービス」とは、セーフィーが提供する「Ｓａｆｉｅ　ＰＲＯ」という名称のクラウド型レコーディングサービス（理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含む）をいう。

(3) 「対応ハードウェア」とは、本サービスに対応するものとして、セーフィーが別途定めるネットワークカメラその他のハードウェアをいう。

(4) 「映像データ」とは、対応ハードウェアを利⽤して撮影された動画、静⽌画その他の映像データをいう。

(5) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実⽤新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む）をいう。

(6) 「セーフィーウェブサイト」とは、そのドメインが「https://safie.link/」であるセーフィーが運営するウェブサイト（理由の如何を問わずセーフィーのウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含む。）をいう。

(7) 「利用規約」とは、セーフィーウェブサイトに掲載される、本サービスについてセーフィーが定める利用規約をいう。

(8) 「利用契約」とは、本契約および利用規約に基づきセーフィーと契約者との間で成立する、本サービスの利用にかかる契約をいう。

(9) 「登録ユーザー」とは、セーフィーにおいて、本サービスの利⽤者としての登録がなされた契約者をいう。

(10) 「カメラ設置日」とは、契約者が契約条項第７条第２項に定める検収を行った日をいう。

**第２条（利用契約の成立）**

契約者は、利用規約に同意することを条件としてセーフィーから本サービスの提供を受けることができるものとし、本契約の締結により、自らを登録ユーザーとして契約者とセーフィーとの間で利用契約が成立することについて予め承諾するものとする。ただし、本契約の規定と利用規約の規定が異なる場合、本契約の規定が優先して適用されるものとする。

**第３条（利用料金）**

契約者は、本サービスの利用の対価として､本サービスの利用期間中、取引条項４．（１）に定める利用料金リスト記載の利用料金を当社に対して支払うものとする。ただし、増設カメラの利用料金は、カメラ設置日の属する月の翌月から発生するものとする。利用料金は月額とし、当社は日割計算を行わない。

２． 契約者は、本サービスの利用料金およびそれに係る消費税相当額を、取引条項４．（２）および（３）の定めに従い支払うものとする。なお、銀行振込手数料等支払に要する費用は契約者の負担とする。

３． 当社は、その単独の裁量により、利用料金リストを改定し､利用料金を改定することができる。ただし、当社は、利用料金の改定の１０日前までに契約者に改定の内容を通知するものとする。

４． 契約者が、本条に定める支払を怠った場合には、年14.6%の割合による遅延損害金（1年を365日とする日割計算）を当社に対し支払わなければならない。

５． 当社は、契約者が支払った利用料金を、本契約に特段の規定がある場合を除き、返還しない。

**第４条（本サービスの知的財産権）**

１． 本サービスに関する知的財産権は全てセーフィーまたはセーフィーにライセンスを許諾している者に帰属するものとする。

２． 本契約および利用契約に基づく契約者による本サービスの利用は、本サービスについての知的財産権の移転または使用許諾その他いかなる権利の移転または付与も意味するものではない。

３． 契約者は､本サービスの複製､改変その他セーフィーまたはセーフィーにライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害する行為をしてはならない。

**第５条（本サービスに関する紛争処理）**

１． 契約者は、本サービスの利用に関して、第三者からのクレーム、損害賠償請求その他の請求または主張があった場合には、遅滞なく当社に通知するとともに、かかる請求または主張をなす者に対する窓口として誠意をもって対応し、処理するものとする。

２． 契約者の責に帰すべき事由による第三者からのクレームまたは紛争については契約者が一切の責任を負うものとし、当社は、かかるクレームまたは紛争について一切の責任を負わないものとする。また、当社がかかるクレームまたは紛争により第三者に対して、損害賠償その他の金銭的出捐を余儀なくされた場合には､契約者はその金額を当社に賠償しなければならない。

**第６条（対応ハードウェア個別契約）**

１． 契約者は、対応ハードウェアを当社に対し注文する際は、当社が定める様式に従い、対応ハードウェアの種類、数量、設置希望日、設置場所等を特定した書面を当社に対して提出する。設置希望日は書面の提出日より５営業日以降の日付とする。

２． 当社が契約者からの書面を確認し、承認した時点で当社と契約者との間に、当社を売主、契約者を買主とする対応ハードウェアの販売に関する個別的な売買契約（以下「対応ハードウェア個別契約」という。）が成立する。

３． 対応ハードウェア個別契約は、本契約の一部を構成し、別段の特約なき限り、本契約の各条項の内容が適用される。

**第７条（設置および検収）**

１． 当社は、対応ハードウェアの在庫がある限り、原則として対応ハードウェア個別契約所定の設置希望日までに対応ハードウェアを対応ハードウェア個別契約所定の設置場所に設置する｡設置のための運賃、保険料、保管料、関税その他設置に関する費用および公租公課は契約者が負担するものとし、当社はその選択に従いその費用の発生の都度または対応ハードウェアの販売価格の請求と同時に契約者に対しその費用を請求することができる｡当社は対応ハードウェアの在庫がない場合は、速やかに設置可能日を契約者に通知する。

２． 対応ハードウェアの設置は、契約者立ち合いのもとで行うものとし、契約者の当該対応ハードウェアによる本サービスの利用開始をもって検収とする。

**第８条（危険負担）**

１． 当社が対応ハードウェアを対応ハードウェア個別契約所定の納入場所に納入する前に対応ハードウェアの全部または一部につき滅失毀損が生じた場合には、契約者の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は当社の負担とする。

２． 当社が対応ハードウェアを対応ハードウェア個別契約所定の納入場所に納入した後に対応ハードウェアの全部または一部につき滅失毀損が生じた場合には、当社の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は契約者の負担とする。

**第９条（所有権移転）**

対応ハードウェアの所有権は、第１０条に基づき対応ハードウェアの対価が完済されたときに、当社から契約者に移転するものとし、当社は対応ハードウェアの引渡に関わらず､対応ハードウェアの対価が完済されたときまで対応ハードウェアの所有権を留保する｡

**第１０条（対応ハードウェアの対価）**

１． 契約者は、当社に対し､対応ハードウェアの購入の対価として、取引条項５．（１）に定める対応ハードウェア価格リスト記載の販売価格を支払うものとする。

２． 契約者は対応ハードウェアの販売価格およびそれに係る消費税相当額を、取引条項５．（２）および（３）の定めに従い支払うものとする。なお、銀行振込手数料等支払に要する費用は契約者の負担とする。

３． 当社は、その単独の裁量により、対応ハードウェア価格リストを改定し、販売価格を改定することができる。ただし、当社は、販売価格の改定の１０日前までに契約者に改定の内容を通知するものとする。

４． 具体的な注文に関する対応ハードウェアの販売価格は、第６条に基づき、対応ハードウェア個別契約が成立した時点で有効な対応ハードウェア価格リスト記載の販売価格とする。

５． 契約者が、本条に定める支払を怠った場合には、年14.6%の割合による遅延損害金（1年を365日とする日割計算）を当社に対し支払わなければならない。

**第１１条（瑕疵担保責任および保証）**

対応ハードウェアの検収完了後、対応ハードウェア製造メーカーのメーカー保証期間以内（以下「無償保証期間」という）に対応ハードウェアに隠れた瑕疵が発見されたときは、当社は自己の判断により、速やかに補修または新しい対応ハードウェアとの交換を行うものとする。ただし、当該瑕疵が契約者の責に帰すべきものである場合は、この限りではない。当社は無償保証期間経過後に発見された対応ハードウェアの瑕疵、損傷または故障について何らの責任も負わないものとする。

**第１２条（製造物責任）**

１． 契約者は、当社およびセーフィーが対応ハードウェアを製造、加工または輸入する者ではないこと並びに当社およびセーフィーが対応ハードウェアについての製造物責任を負わないことを認識し、了承するものとする。

２． 如何なる場合でも、契約者により対応ハードウェアが修正または加工された場合または契約者の対応ハードウェアの利用方法に瑕疵がある場合には、対応ハードウェアの欠陥の有無にかかわらず、対応ハードウェアに関連して契約者および第三者に発生した損害について、契約者が一切の責任を負うものとする｡

**第１３条（有効期間）**

１． 本契約の有効期間は、取引条項１．に定める本サービスの利用期間および取引条項３．に定める増設カメラの利用期間と同一とする。

２． 契約者は、本契約の有効期間中に、本契約を解約することはできないものとする。

３． 契約者の都合により、本契約の全部または一部の解約が発生した場合若しくは契約者の責に帰すべき事由により本契約の全部または一部が解除された場合、契約者は当社に対して、取引条項６．（１）に定める解約違約金を支払うものとする。

４． 前項の定めにかかわらず、契約者が当社に対し、本サービスを利用している店舗等（以下「対象店舗」という）が閉店することを理由として、本サービスの利用終了の1ヶ月前までにその旨の申入れをし、対象店舗が本サービスの利用終了と同時に閉店することを当社が確認した場合、当社は契約者に対し取引条項６．（１）に定める解約違約金の支払いを免除する。このときに、契約者が当社に対して閉店日の属する月の翌月以降に対応する利用料金を支払済みの場合、返金手数料を差引いた額を返金する。

**第１４条（解除等）**

１． 本契約の当事者は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに本契約および個別契約の全部または一部を将来に向かって解除することができる。

(1) 本契約または個別契約に違反し、その是正を求める通知を受領後１２日以内に当該違反を是正しない場合

(2) 支払停止若しくは支払不能となり、または、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき

(3) 振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき

(4) 仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が１５日以上継続した場合、または差押え若しくは競売の申立てを受けたとき

(5) 公租公課の滞納処分を受けたとき

(6) 解散したとき（合併による場合を除く。）、清算開始となったとき、または事業の全部（実質的に全部の場合を含む。）を第三者に譲渡したとき

(7) 監督官庁から営業停止または営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

(8) 資産、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(9) 取締役、監査役、従業員その他の構成員、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力または詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団または個人を意味する。以下同じ。）であること、または資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合において、その解消を求める通知を受領後相当期間内にこれが解消されないとき

２． 前項に基づき本契約および個別契約の全部または一部が解除された場合であっても､当社は既に契約者から受領した本サービスの利用料金および対応ハードウェアの対価を返還せず､また、契約者は解除された本契約および個別契約に基づき本来当社に支払うべき本サービスの利用料金および対応ハードウェアの支払義務を免れないものとする｡

３． 契約者に第1項に掲げる事由の一つが発生した場合、契約者は、当然に期限の利益を失い、当社に対する全ての債務を直ちに弁済しなければならない。

**第１５条（免責）**

１． 当社は、セーフィーによる本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、契約者のメッセージまたは情報の削除または消失、契約者の登録の抹消、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関して契約者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとする。

２． 当社は、本サービスとセーフィー以外の第三者が提供するサービス（以下「外部サービス」という）との連携が行われている場合であって、外部サービスと連携できなかった場合でも、一切の責任を負わないものとする。

３． 当社は、契約者と外部サービスを運営する第三者（以下「外部事業者」という）との間で紛争等が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとする。

４． 本サービスに関連して契約者と他の契約者、外部事業者その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、契約者の費用と責任において処理および解決するものとし、当社はかかる事項について一切の責任を負わないものとする。

**第１６条（損害賠償）**

本契約の当事者は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合には、前条に定める場合を除き、その損害を賠償する責任を負う。本条に定める各当事者の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、また当社の賠償責任は、損害賠償の事由が発生した時点から遡って過去1年間に契約者から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とする。

**第１７条（不可抗力）**

いずれの当事者も、自らの合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資および輸送施設の確保不能、または政府当局による介入を含むがこれらに限定されない）により本契約上の義務（支払期限にある金銭債務は除く）の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負わないものとする。

**第１８条（秘密保持）**

１． 本契約において「秘密情報」とは、本契約または個別契約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により、秘密である旨が明示された上で、提供若しくは開示されたかまたは知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する情報を意味する。ただし、(1)相手方から提供若しくは開示がなされたときまたは知得したときに、既に一般に公知となっていた、または、既に知得していたもの、(2)相手方から提供若しくは開示がなされた後または知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)相手方から秘密保持の必要なき旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外する。

２． 本契約の当事者は、秘密情報を本契約または個別契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしにセーフィー以外の第三者に相手方の秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとする。

３． 前項の規定にかかわらず、本契約の当事者は、法律、裁判所または政府機関の命令、要求または要請に基づき、相手方の秘密情報を開示することができる。ただし、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。

４． 本契約の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については第２項に準じて取り扱うものとする｡

５． 本契約の当事者は、本契約の終了時または相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載または包含した書面、その他の記録媒体およびその全ての複製物を返却または廃棄する。

**第１９条（契約内容の変更）**

本契約および個別契約の内容は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の当事者の書面による合意によってのみ変更することができる。

**第２０条（譲渡禁止）**

契約者は、当社の書面による事前の同意なくして、本契約若しくは個別契約の契約上の地位または本契約若しくは個別契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとする。

**第２１条（完全合意）**

本契約は、本契約に含まれる事項に関する本契約の当事者間の完全な合意を構成し、口頭または書面によるとを問わず、当事者間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明および了解に優先する。

**第２２条（分離可能性）**

本契約または個別契約のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、本契約または個別契約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本契約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項または部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項または部分の趣旨並びに法律的および経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

**第２３条（存続規定）**

第３条（未払がある場合）、第４条、第５条、第７条から第１２条まで（ただし第１０条は未払がある場合）、第１４条第２項および第３項、第１５条から第１８条まで、および第２０条から第２４条までの規定は、本契約終了後も有効に存続する。ただし、第１８条については、本契約終了後１年間に限り存続するものとする。

**第２４条（準拠法および合意管轄）**

本契約および個別契約の準拠法は日本法とし、本契約または個別契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第２５条（協議）**

本契約および個別契約に定めのない事項および解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図るものとする。

（以上、全２５条）

<別紙>カメラ設置先・台数リスト

※設置先名称、設置先住所、カメラ台数、録画期間の4項目の記載が必要です。

<別紙>利用料金リスト

|  |  |
| --- | --- |
| **カメラ1台あたりの利用料金** |  |
| 録画期間 | 月額利用料金 |
| クラウド録画7日間 | 1,200円/月（税別） |
| クラウド録画14日間 | 1,650円/月（税別） |
| クラウド録画30日間 | 2,000円/月（税別） |
| クラウド録画60日間 | 2,500円/月（税別） |
| クラウド録画90日間 | 3,000円/月（税別） |
| クラウド録画180日間 | 4,500円/月（税別） |
| クラウド録画360日間 | 7,000円/月（税別） |

<別紙>対応ハードウェア価格リスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対応ハードウェア | | 標準価格 | 販売価格 |
| カメラ | AXIS　M3045-V | OPEN | 43,000円（税別） |
| AXIS　M5054 | OPEN | 79,800円（税別） |
| AXIS　M1045-LW | OPEN | 36,600円（税別） |
| AXIS　M1065-L | OPEN | 44,600円（税別） |
| AXIS　M1065-LW | OPEN | 47,800円（税別） |
| AXIS　M2025-LE | OPEN | 52,600円（税別） |
| AXIS　M5525-E | OPEN | 159,800円（税別） |
| 給電機器 | AXIS　T8120 | OPEN | 9,400円（税別） |
| カメラキッティング費用 | | － | ～10,000円（税別） |

<参考>利用規約

※最新の利用規約は、契約者ご自身がセーフィーウェブサイト（<https://safie.link/>）にてご確認ください。

# Safie PRO 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、セーフィー株式会社（以下「当社」といいます。）の提供するサービスである「Safie PRO」のご利用にあたり、登録ユーザーの皆様に遵守していただかなければならない事項及び当社と登録ユーザーの皆様との間の権利義務関係が定められております。当該サービスを登録ユーザーとしてご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願い致します。

## 第1条　　適　用

1. 本規約は、本サービス（第2条に定義）の利用に関する当社と登録ユーザー（第2条に定義）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、登録ユーザーと当社の間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。

2. 当社が当社ウェブサイト（第2条に定義）上で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

## 第2条　定　義

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

* (1) 「映像データ」とは、対応ハードウェアを利用して撮影された動画、静止画その他の映像データを意味します。
* (2) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）を意味します。
* (3) 「対応ハードウェア」とは、本サービスに対応するものとして当社が別途定めるネットワークカメラその他のハードウェアを意味します。
* (4) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
* (5) 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「https://safie.link/」である当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
* (6) 「登録希望者」とは、第3条において定義された「登録希望者」を意味します。
* (7) 「登録情報」とは、第3条において定義された「登録情報」を意味します。
* (8) 「登録ユーザー」とは、第3条に基づき本サービスの利用者としての登録がなされた個人又は法人を意味します。
* (9) 「本サービス」とは、当社が提供する「SafiePRO」という名称のクラウド型レコーディングサービス（理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。
* (10) 「利用契約」とは、第3条第4項に定義される「利用契約」を意味します。

## 第3条　登　録

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。

2. 登録の申請は必ず本サービスを利用する個人又は法人自身が行わなければならず、当社が別途認めた場合を除き、代理人による登録申請は認められません。また、登録希望者は、登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。

3. 当社は、第1項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。

* (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
* (2) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
* (3) 過去に本サービスの利用の登録を取り消された者である場合
* (4) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合
* (5) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

4. 当社は、前項その他当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知します。かかる通知により登録希望者の登録ユーザーとしての登録は完了し、本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約（以下「利用契約」といいます。）が登録ユーザーと当社の間に成立します。

5. 登録ユーザーは、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。

## 第4条　利用契約の有効期間

1. 登録ユーザーは、利用契約の有効期間中、本規約及び当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。

2. 利用契約の有効期間は、以下のとおりとします。

* (1) 第3条1項に定める登録の申請において契約期間が定まっている場合には、当該契約期間に従います。
* (2) 第3条1項に定める登録の申請において契約期間が定まっていない場合には、第3条4項に基づく利用契約の成立日に効力を生じ、その1年後の日の属する月の末日までとします。
* (3) 前各号にかかわらず、当該登録ユーザーの登録の取消し又は本サービスの提供が終了した場合、当該日のいずれか早い日をもって、利用規約の有効期間は終了するとします。

3. 有効期間満了の1ヶ月前までに当社指定の方法に従い登録ユーザーから書面による更新拒絶または契約条件変更等の申し出がない場合には、利用契約の有効期間は、同一の条件のもとに自動的に更新されるものとし、以降の期間についても同様とします。

4. 登録ユーザーは、利用契約の成立後、利用契約の有効期間中に解約することはできないものとする。登録ユーザーの都合により利用契約の全部もしくは一部の解約が発生した場合または登録ユーザーの責任に帰する事由により利用契約が解除された場合には、登録ユーザーは、当社に対し、解約料として、利用契約期間満了までの本サービスの利用料金を支払うものとします。

## 第5条　料金及び支払方法

1. 登録ユーザーは、本サービスの利用料金として、下記のURLにおいて定める利用料金を、当社が定める支払方法により支払うものとします。

https://safie.link/plan/

2. 前項の規定にかかわらず、登録ユーザーが別途当社の定める代理店の仲介により当社との間で利用契約を締結した場合及び登録ユーザーが別途当社の定める販売店から本サービスを購入した場合には、別途当社又は販売店との間で合意する利用料金を支払うものとします。

3. 登録ユーザーが利用料金の支払を遅滞した場合、登録ユーザーは年14.6％の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

## 第6条　パスワード及びユーザーIDの管理

1. 登録ユーザーは、自己の責任において、パスワード及びユーザーIDを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

2. パスワード又はユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は登録ユーザーが負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

3. 登録ユーザーは、パスワード又はユーザーIDが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

## 第7条　禁止行為

1. 登録ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

* (1) 当社、又は他の登録ユーザー、外部事業者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
* (2) 対応ハードウェアを使用して、第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する内容の映像データを撮影する行為
* (3) 第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する内容の映像データを本サービスに送信する行為
* (4) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
* (5) 猥褻な情報又は青少年に有害な情報を送信する行為
* (6) 異性交際に関する情報を送信する行為
* (7) 法令又は当社若しくは登録ユーザーが所属する業界団体の内部規則に違反する行為
* (8) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
* (9) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
* (10) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
* (11) 複数のユーザーIDを保有する行為及び1つのユーザーIDを複数人で共同して保有する行為
* (12) 本サービスの全部又は一部を商業目的で、使用方法を問わず利用する行為（それらの準備を目的とした行為も含みます。）
* (13) 当社又は第三者になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
* (14) 本サービスのサーバ等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
* (15) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段（いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。）により第三者の登録情報を取得する行為
* (16) 長時間の架電や同様の問い合わせを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、当社の業務に著しく支障を生じさせる行為
* (17) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
* (18) その他、当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、本サービスにおける登録ユーザーによる情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、登録ユーザーに事前に通知することなく、当該情報の全部又は一部を削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第8条　本サービスの停止等

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、登録ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

* (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
* (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
* (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
* (4) 外部サービスに、トラブル、サービス提供の中断又は停止、本サービスとの連携の停止、仕様変更等が生じた場合
* (5) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

2. 当社は、当社の都合により、登録ユーザーに対して1ヶ月前に通知することにより、本サービスの提供を終了することができます。

3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第9条　対応ハードウェアその他の設備

1. 本サービスの提供を受けるために必要な、対応ハードウェア、スマートフォンその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、登録ユーザーの費用と責任において行うものとします。

2. 登録ユーザーは自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

3. 登録ユーザーは、当社が対応ハードウェアを製造又は販売する者ではなく、対応ハードウェアの故障、破損、不具合、瑕疵その他の対応ハードウェアに関する一切の事項について当社が登録ユーザーに対して責任を負うものではないことを認識し、了承するものとします。

## 第10条　権利帰属

当社ウェブサイト及び本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に定める登録に基づく本サービスの利用許諾は、当社ウェブサイト又は本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。登録ユーザーは、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。）をしないものとします。

## 第11条　映像データ

1. 登録ユーザーが本サービスを通じて送信した映像データの知的財産権は、登録ユーザー又は登録ユーザーに権利を許諾した者に帰属するものとします。但し、当社は、登録ユーザーが本サービスを通じて送信した映像データを、本サービスを運営する目的で利用することができるものとします。

2. 登録ユーザーは、当社に対し、本サービスを通じて送信した映像データについて、登録ユーザーが当社に対して前項但書に基づく利用許諾をするために必要な知的財産権その他の権原及び権利を有することを表明し、かつ保証するものとします。

3. 当社は、登録ユーザーの事前の同意を得ずに、登録ユーザーが本サービスを通じて送信した映像データを第三者に提供しないものとします。但し、次に定める場合には、当社は、登録ユーザーの事前の同意を得ずに、映像データを第三者に提供することができるものとします。

* (1) 法令に基づく場合
* (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、登録ユーザーの同意を得ることが困難であるとき
* (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、登録ユーザーの同意を得ることが困難であるとき
* (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、登録ユーザーの同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
* (5) 当社が本サービスを運営するために必要な範囲内において映像データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
* (6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って映像データが提供される場合

4. 登録ユーザーは、当社が本サービスの内容として保存する場合を除き、当社に登録ユーザーが本サービスを通じて送信した映像データを保存する義務がないことを認識し、了承するものとし、必要な場合には登録ユーザーの責任及び費用において映像データのバックアップをとるものとします。

5.当社は、登録ユーザーが本サービスを通じて送信した映像データを、本サービスの運営に必要な範囲で閲覧することができるものとし、第7条第1項その他の本規約の規定に違反しているものと判断した場合には、登録ユーザーへの事前の通知なしに、当該映像データの全部又は一部を非公開又は削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第12条　個人情報

当社は、別途定める当社のプライバシーポリシーに従って登録ユーザーの個人情報を取り扱うものとし、登録ユーザーは、当社のプライバシーポリシーに従って自己の個人情報が取り扱われることに同意するものとします。

## 第13条　開発中のサービス

1. 当社は、登録ユーザーに対して、本サービスの一部又は本サービスとは独立したサービスとして、開発中のサービスを提供することができるものとします。

2. 当社は、当社が必要と判断した場合には、登録ユーザーに事前に通知をすることなくいつでも開発中のサービスの内容を変更し、又は開発中のサービスの提供を停止若しくは中止することができるものとします。

3. 当社は、開発中のサービスの特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、一切保証を致しません。

## 第14条　登録取消等

1.当社は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、又は登録ユーザーとしての登録を取り消すことができます。

* (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
* (2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
* (3) 当社、他の登録ユーザー、外部事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
* (4) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
* (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
* (6) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
* (7) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
* (8) 租税公課の滞納処分を受けた場合
* (9) 死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
* (10) 3ヶ月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合
* (11) 第3条第3項各号に該当する場合
* (12) その他、当社が登録ユーザーとしての登録の継続を適当でないと判断した場合

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、登録ユーザーは、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

3. 当社及び登録ユーザーは、それぞれ7日前までに当社所定の方法で相手方に通知することにより、登録ユーザーの登録を取り消すことができます。

4. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

5. 本条に基づき登録ユーザーの登録が取り消された場合、登録ユーザーは、当社の指示に基づき、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

## 第15条　保証の否認及び免責

1. 登録ユーザーは、登録ユーザー自身の自己責任において本サービスを利用するものとし、本サービスを利用してなされた一切の行為及びその結果について、その責任を負うものとします。

2. 登録ユーザーは、本サービスの内容として当社が映像データを保存又は配信する場合であっても、常時映像データを保存又は配信することができることを保証するものではなく、対応ハードウェアその他の本サービスの利用に供する装置、ソフトウェア又は通信網の瑕疵、障害、動作不良若しくは不具合その他の事由により、映像データを保存又は配信できない場合があることを認識し、了承するものとします。また、当社は、映像データを保存又は配信できなかったことにより登録ユーザーに損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

3. 本サービスは、当社以外の第三者が提供するサービス（以下「外部サービス」といいます。）と連携することがありますが、かかる連携を保証するものではなく、本サービスにおいて外部サービスと連携できなかった場合でも、当社は一切の責任を負いません。

4. 本サービスが外部サービスと連携している場合において、登録ユーザーは当該外部サービスの規約を自己の費用と責任で遵守するものとし、登録ユーザーと当該外部サービスを運営する第三者（以下「外部事業者」といいます。）との間で紛争等が生じた場合でも、当社は当該紛争等について一切の責任を負いません。

5. 登録ユーザーは、本サービスを利用することが、登録ユーザーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、登録ユーザーによる本サービスの利用が、登録ユーザーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

6. 本サービス又は当社ウェブサイトに関連して登録ユーザーと他の登録ユーザー、外部事業者その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、登録ユーザーの責任において処理及び解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。

7. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、登録ユーザーのメッセージ又は情報の削除又は消失､登録ユーザーの登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して登録ユーザーが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

8. 当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。

9. 当社の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月間の期間に登録ユーザーから現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。

## 第16条　ユーザーの賠償等の責任

1. 登録ユーザーは、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。

2. 登録ユーザーが、本サービスに関連して他の登録ユーザー、外部事業者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、登録ユーザーの費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。

3. 登録ユーザーによる本サービスの利用に関連して、当社が、他の登録ユーザー、外部事業者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、登録ユーザーは当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

## 第17条　SIMカード利用

1. 本サービスの利用の際に当社指定のSIMカードを利用している場合、登録ユーザーは当該SIMカードについては本サービス以外の利用をすることができません。登録ユーザーによる目的外のSIMカードの利用が発覚した場合は、当社は事前に通知又は催告することなく、本サービスまたはSIMカードの利用の停止することができます。

2. 登録ユーザーは、当社指定のSIMカードのサービスを提供している通信事業者により、通信利用の制限やサービスの一時停止等が起きた場合、当社が登録ユーザーに対して責任を負うものではないことを認識し、了承するものとします。

3. 登録ユーザーは、SIMカードの利用料金として、申込の際に別途当社が指定した金額を、当社が定める支払方法により支払うものとします。登録ユーザーは、SIMカードのサービスを提供している通信事業者による料金改定等により、SIMカードの利用料金が変更される可能性があることを認識し、変更された利用料金を支払うことを了承するものとします。

## 第18条　本規約等の変更

1. 当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。

2. 当社は、本規約（当社ウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含みます。以下本項において同じ。）を変更できるものとします。当社は、本規約を変更した場合には、登録ユーザーに当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、登録ユーザーが本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に登録取消の手続をとらなかった場合には、登録ユーザーは、本規約の変更に同意したものとみなします。

## 第19条　連絡/通知

本サービスに関する問い合わせその他登録ユーザーから当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から登録ユーザーに対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

## 第20条　本規約の譲渡等

1. 登録ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに登録ユーザーの登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

## 第21条　完全合意

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当社と登録ユーザーとの完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当社と登録ユーザーとの事前の合意、表明及び了解に優先します。

## 第22条　分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及び登録ユーザーは、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

## 第23条　存続規定

第5条（未払がある場合に限ります。）、第6条第2項、第7条第2項、第8条第3項、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条第3項、第14条第2項、第4項及び第5項、第15条から第16条まで、並びに第20条から第24条までの規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

## 第24条　準拠法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第25条　協議解決

当社及び登録ユーザーは、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

【2017年9月10日制定】